大阪市告示第1457号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項及び同条例第４条第２項の規定により読み替えられた同条例第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第３条第４項及び同条例第４条第２項の規定により読み替えられた同条例第３条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　臨時開館

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和８年11月９日（月）	午後５時から 午後10時まで
	令和８年11月16日（月）	
	令和８年11月24日（火）	午前９時から 午後６時まで
	令和８年11月30日（月）	午後５時から 午後10時まで

２　供用時間の変更

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター 体育場	令和８年11月６日（金）	午前９時から 午後10時まで
	令和８年11月13日（金）	
	令和８年11月20日（金）	
	令和８年11月23日（月）	
	令和８年11月27日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）